

学校体育館等の空調設備の運用について

各小中学校体育館等の空調設備新設に伴い、市民が利用する学校開放時において下記のとおり運用を行う。また、受益者負担の考え方により、空調利用時には冷暖房設備使用料を徴収する。

■対象

市内各小中学校体育館および新川中学校柔剣道場

■運用方法について

1. 体育館鍵受け取り時、空調利用の旨を申し出、空調操作盤の鍵を受け取る。
2. 各体育館に設置された操作盤の鍵を開け、空調を起動する。
3. 利用後電源を切り、体育館鍵とともに操作盤の鍵を返却。
※電源の切り忘れ対応として、タイマーを設定する予定。

■冷暖房設備使用料

全面1時間あたり500円、半面利用の場合は250円

(例：夜間2時間1,000円、土日午前3時間1,500円、午後4時間2,000円)

■積算方法

- ① 各施設の設置台数、面積および年間利用時間から年間ガス使用量を積算
- ② 年間ガス使用料金見込から1時間あたり金額を算出
(各学校の1時間あたりコストは資料2のとおり)

■他市町の状況

- ・学校体育館の空調使用料については、1時間あたり60円～4,880円と自治体により大きな開きがある。
- ・ほとんどの市町村では1,000円以内で設定されている。

■今後のスケジュール

11月28日	12月議会提案(条例改正)
翌1月	広報清須1月号およびホームページにて周知
2月1日	利用受付開始(4月利用分)
4月1日	運用開始